

新しい民泊制度が始まります

6月15日から「住宅宿泊事業法」が施行され、新しい民泊制度が始まります。そこで、民泊の制度や注意点などについてお知らせします。



新法に基づく民泊について

自宅の一部やマンションの一室などの一般住宅に、旅行者を有料で宿泊させることを「民泊」と呼びます。

これまで民泊事業を行うには、旅館業法に基づく許可が必要でした。しかし、近年の外国人観光客増加による宿泊需要への対応や適切な民泊の運用を図るため、「住宅宿泊事業法」が平成29年6月に国会で成立。今年の6月15日から施行となり新しい民泊制度が始まります。

新しい法に基づく民泊事業を行うためには、届け出が必要であり（左



民泊施設の標識(見本)

下の囲みを参照)、また玄関などに民泊施設であることの標識(左上の図)を掲示する必要があります。

暮らしを守るための決まりがあります

市内では、道の条例により家主が居住していない施設に対する民泊事業の制限があります。制限となる区域や期間は、主に次の二つです。

- 小・中学校の周囲100メートル以内の場所では、授業が行われる日に営業することはできません。
- 12月31日～1月3日を除く平日は、住居専用地域で営業することはできません。

これら新しい民泊制度への対応は、北海道経済部観光局民泊グループが行います。また、民泊施設の標識がない施設で、旅行かばんを持った不特定の人が出入りしているなど、無届けの営業が疑われる住宅がありましたら、調査を行いますので、保健所生活衛生課までお知らせください。

営業には届け出が必要です

「住宅宿泊事業法」の施行により、届け出をすることで有料で人を宿泊させることができるようになります(年間最大180日)。新しい民泊に関する制度やルールは、国の法律や道の条例に定められており、届け出の受け付けや指導監督は道が行うことになっています。なお、事業者には、宿泊者の衛生確保や苦情への対応などが義務付けられています。

◆詳細 北海道経済部観光局民泊グループ ☎ 011(206)6597

い。
 ◆お問い合わせは、民泊の届け出や標識のある民泊施設については、北海道経済部観光局民泊グループ ☎ 011(206)6597、標識のない施設での民泊営業の疑い、その他については、保健所生活衛生課衛生指導グループ ☎ ②3118、☎ ②1469 へどうぞ。

平成29年度 小樽市情報公開・個人情報保護制度の運用状況

市では公正で開かれた市政を目指し、「小樽市情報公開条例」「小樽市個人情報保護条例」に基づいて公文書や個人情報の開示を行っています。29年度の運用状況についてお知らせします。

29年度の公文書の開示請求は143件、個人情報の開示請求は7件でした。各制度の運用状況は、右の表のとおりです。また、市政資料などによる情報提供は633件ありました。

◆お問い合わせは、総務部総務課情報公開担当 ☎ ②4111内線421、☎ ②1487 へどうぞ。

区分	開示請求件数	開示決定等の内訳				取り下げ
		開示		不開示	不存在	
		全部	一部			
公文書	143件(※1)	39件(※2)	95件(※3)	1件	2件	2件
個人情報	7件	2件	3件	0件	2件	0件

※1 このうち29年度に請求があり、30年度の処理となったものが4件あります。
 ※2 このほか28年度に請求があり、29年度の開示となったものが1件あります。
 ※3 このほか28年度に請求があり、29年度の開示となったものが1件あります。